

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和 7 年第 4 回定例会（第 5 日）

足立区議会会議録

速報版（第 21 号）

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後 1 時 00 分開会

○ただ太郎議長 これより本日の会議を開きます。

事務局長より諸般の報告をいたします。

[大谷博信事務局長朗読]

○ただ太郎議長 これより日程に入ります。

日程第1から第3までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第113号議案 足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第114号議案 足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第115号議案 足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

―――― ◇――――

○ただ太郎議長 次に、日程第4を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第116号議案 足立区江北多目的運動場条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審

査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

―――― ◇――――

○ただ太郎議長 次に、日程第5号から第7までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第117号議案 足立区地域学習センターの指定

管理者の指定について

第118号議案 足立区立図書館の指定管理者の指定について

第119号議案 足立区地域体育館の指定管理者の指定について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

本案について、発言の通告がありますので、これを許します。

16番横田ゆう議員。

[横田ゆう議員登壇]

○横田ゆう議員 私は、日本共産党足立区議団を代表し、ただいま議題となりました117号、118号、119号議案、指定管理者の指定について、一括して反対の立場から討論を行います。

11月17日、梅田学習センター前の公道で、区民の自由な表現行為を学習センター統括責任者が抑止するという重大な権利侵害行為がありました。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

区民の方が、12月に行われるパレスチナに関する映画の上映会のチラシを配布、マイクを使った宣伝をしていたところ、統括責任者が出てきて、法的根拠もなく、迷惑だからという言葉を用いて行動を抑止した事件です。基本的人権、憲法21条の集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障するに反するものであり、許されない行為です。

今回のように区民が抗議をせず、指定管理者が人権意識を持っていなければ、事件の重大性にも気付かず、見過ごされた可能性もありました。

区は、今回の事案を全地域学習センターに共有し、注意喚起及び同様の事例がないか調査を行い、今回の事案を教訓として、急速、指定管理者に表現の自由を含む基本的人権に関する実務研修を実施するとしています。

地方自治法244条では、地方自治体は住民福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより指定管理者に公の施設の管理を行わせることができるとしています。

しかし、今回の統括責任者の行為は、区民の自由な行動を抑止するというもので、足立区の信頼を失墜する結果となりました。

今回の事例は、ほかの指定管理者にもあり得ます。指定管理事業者によって不適切な対応がある指定管理指定は認めるわけにはいきません。

また、図書館の指定管理について、図書館協会が声明を出しています。

公立図書館の在るべき姿とは、住民が持っている基本的な権利や様々な欲求に応えるために地方自治体が設置する図書館であり、乳幼児から高齢者まで住民全ての生涯にわたる自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文化を鑑賞し、地域文化の創造に資することを目的とした教育機関です。

公立図書館は、住民からの様々な読書相談や資料請求に対して、迅速、的確に情報を提供することが求められています。そのためには、貯蔵資料の把握はもちろん、地域の実情に精通し、資料に関する専門知識と経験を持った司書が的確に対応しなければなりません。

更に、地域に根差した様々な活動を展開するには、図書館の第一線で、住民をはじめ、関係機関との密接な連携を図ることが重要です。指定管理のような短期間の契約では、極めて難しいとしています。

そのため、公立図書館は地方公共団体の責任において直接運営し、住民の権利である資料請求を保障することが求められていますと言っております。

全国でも、公立図書館の指定管理導入率は24.7%にとどまり、一度指定管理にしたもの、問題が出て、福岡県小郡市など直営に戻した例は数多くあります。

足立区においても、専門性を確保し、住民サービス向上、継続をしていくためには、指定管理ではなく、直営に戻すべきです。

また、地域体育館の指定管理についても、一体的に運営をしていることから、住民サービス低下を招く指定管理は中止し、直営で行うことを求めて、討論を終わります。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ただ太郎議長 次に、日程第8を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第142号議案 足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

[大谷博信事務局長朗読]

第120号議案から（債権の放棄について）

（第121号議案 債権の放棄について）

第122号議案まで、以上3議案、いずれも債権の放棄について

第123号議案 足立区総合ボランティアセンターの指定管理者の指定について

第124号議案 足立区ケアハウス六月の指定管理者の指定について

第125号議案 足立区高齢者在宅サービスセンター西新井の指定管理者の指定について

第126号議案 足立区綾瀬福祉園の指定管理者の指定について

第127号議案 足立区大谷田就労支援センターの指定管理者の指定について

第128号議案 足立区身体障がい者大谷田ホームの指定管理者の指定について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議なしと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

———— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第18から第22までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第129号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第130号議案 (特別区道路線の認定について)

第131号議案 以上2議案、いずれも特別区道路線の認定について

第132号議案 (特別区道路線の廃止について)

第133号議案 以上2議案、いずれも特別区道路線の廃止について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

———— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第23、第24を一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第134号議案 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第143号議案 足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりあります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

———— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第25号を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第144号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算（第8号）

○ただ太郎議長 本案について、執行機関の説明を求めます。

○勝田実副区長 ただいま議題となりました議案に

つきまして御説明を申し上げます。

第144号議案は、令和7年度足立区一般会計補正予算（第8号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,481万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,533億289万7,000円とするものであります。

今回の補正の内容につきましては、歳入につきましては、繰入金を増額いたしたものであります。歳出につきましては、納税事務を増額、小・中学校施設の設備管理事業の債務負担行為を追加いたしましたものであります。よろしくお願ひいたします。

○ただ太郎議長 本案について、発言の通告がありませんので、所管の総務委員会に付託いたします。この際、審議の都合により暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時31分再開

○ただ太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中、総務委員会が開会され、先ほど付託いたしました第144号議案が審査され、お手元に配付のとおり委員会の審査報告書の提出がありました。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

———— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第26を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

受理番号 4 あはき・柔整広告ガイドラインの

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

適正かつ積極的な運用を求める陳  
情  
受理番号 10 固定資産税及び都市計画税の軽減  
措置の継続について意見書の提出  
に関する請願

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり不採  
択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本  
件は委員会の報告のとおり決しました。

○ただ太郎議長 本件につきましては、委員会の審  
査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決い  
たします。

この採決は2回に分けて行います。

最初に、受理番号4について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり採択  
することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本  
件は委員会の報告のとおり決しました。

次に、受理番号10について採決いたします。

本件は、所管委員会の審査報告書のとおり採択  
することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告  
のとおり決しました。

○ただ太郎議長 次に、日程第27を議題といたし  
ます。

[大谷博信事務局長朗読]

受理番号7 足立区区民に対して国民健康保険資  
格確認書を一斉交付するよう求める  
陳情

○ただ太郎議長 本件につきましては、委員会の審  
査報告書を既に配付のとおりであります。  
発言の通告がありませんので、これより採決い  
たします。

○ただ太郎議長 次に、日程第28を議題といたし  
ます。

[大谷博信事務局長朗読]

5 受理番号7 インボイス制度の導入に際し、足  
立区シルバー人材センターが会員  
への分配金から消費税分を減額し  
なくて済むように、足立区として  
援助を求める陳情

外27件

○ただ太郎議長 本件につきましては、常任並びに  
特別委員会の各委員長から、目下委員会において  
審査中の請願・陳情28件を、会議規則第74条  
の規定により、既に配付いたしました申出書のと  
おり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、いずれも閉会中の継続審査に付したい  
と思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議なしと認め、さよう決し  
ました。

○ただ太郎議長 次に、日程第29を議題といたし  
ます。

[大谷博信事務局長朗読]

議員提出第9号議案 固定資産税及び都市計画税  
の軽減措置の継続及び制度

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

## の恒久化を求める意見書

○ただ太郎議長 本案について、提出者を代表し、  
43番渡辺であき議員の提案理由の説明を求め  
ます。

43番渡辺であき議員。

[渡辺であき議員登壇]

○渡辺であき議員 ただいま議題となりました議員提出第9号議案 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続及び制度の恒久化を求める意見書について、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、総務委員会に所属する全議員が提出者となり、提案することに決定した次第であります。

なお、議員各位に既に配付いたしました意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続及び制度の恒久化を求める意見書。

内閣府は、令和7年11月の月例経済報告において、「物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている」としており、小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産資産税・都市計画税の負担水準の上限引き下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、経営回復や事業継続への大きな支えとなっている。

米国の関税率引上げや先行き不透明な国際情勢等が区内小規模事業者の企業経営や区民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある中、東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、地域経済に大きな影

響を及ぼすことが強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、令和8年度以降も下記事項を継続実施するとともに、制度を恒久化するよう強く求めるものである。

### 記

- 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置。
- 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置。
- 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議長名

東京都知事 あて

以上のとおりであります。

議員各位におかれましても、本意見書の趣旨に御賛同くださいまして、速やかに御決定くださいますようお願ひいたします。

○ただ太郎議長 質疑の通告がありませんので、お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、原案のとおり可決されました。

[「議長、議事進行」と呼ぶ者あり]

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ただ太郎議長 へんみ圭二議員。

○へんみ圭二議員 先ほど継続審査の申出書が各委員会のものが出されましたけれども、区民委員会の継続審査申出書の中に、先ほど不採択とした足立区民に対して国民健康保険資格確認書を一斉交付するよう求める陳情というのが、引き続き審査する必要があるということで継続審査申出書の中に入っています。

これは先ほどの議会の意思と全く異なる継続審議ということで申出書が出てきてしまっていますから、ここは、今ここで整理をしておかないと、これは正式文書ですから整理をすべきだと申し上げます。

○ただ太郎議長 議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1 時 40 分休憩

午後 3 時 08 分再開

○ただ太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます  
休憩中、議会運営委員会が開会され、先ほどの日程第 28 の請願・陳情の閉会中の継続審査について協議をいたしました。

請願・陳情 28 件については、議決どおり継続審査とし、誤りのあった申出書につきましては訂正をさせていただきますので、御了承願います。

○ただ太郎議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

区長より発言を求められておりますので、これを許します。

近藤やよい区長。

[近藤やよい区長登壇]

○近藤やよい区長 令和 7 年第 4 回足立区議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、17 日間にわたりまして、多数の

重要案件につき慎重に審議の上、御決定いただきまして、誠にありがとうございます。

また本日は、住民税の過誤納還付金、小・中学校最上階普通教室への遮熱レースカーテンの購入につきましての補正予算について御決定をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

なお、開会の御挨拶でも申し上げましたとおり、物価高騰によって大変厳しい状況にある区民の皆様方に一日でも早く区独自の効果的な支援をお届けできるよう、現在、国の重点支援地方交付金の制度内容や交付金額等を十分に踏まえながら、区民の皆様方や議会からも御要望いただいております現金給付を中心に、様々な方策を含めて検討しております。

また、支援の対象者につきましても、今回、食料品の高騰に関しては、大小はともかく、全ての区民が一様に影響を受けているということを前提にいたしまして制度設計をしていく考えでございます。

繰り返しになりますが、区民の皆様にいち早く支援が行き渡る方法は何かを見極めながら、ともかくにも前提となる予算を御決定いただくことが重要となってまいりますので、何かと年末お忙しいとは思いますが、今後の具体的な議会日程等につきましては、皆様方に御相談をしつつ、迅速に進めてまいりたいと思います。何とぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、本日最終日の御挨拶とさせていただきます。御指導ありがとうございました。

○ただ太郎議長 以上で、令和 7 年第 4 回足立区議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 11 分閉会

議長 ただ 太郎

副議長 くぼた 美幸

議員 山中 ちえ子

議員 鹿浜 昭